

この講習は人材開発支援助成金対象の技能講習です

2019年度 第2回 玉掛け技能講習のご案内

岐阜労働局登録番号 第117号
 （登録有効期間：2024年2月5日）
 一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会

クレーンや移動式クレーン等の玉掛け作業は、使用するクレーン等のつり上げ荷重によって就くことのできる資格が定められており、労働安全衛生法では、つり上げ荷重が1トン以上の場合には、玉掛け技能講習修了の資格がなければ、従事することができないこととなっています（労働安全衛生法第61条、同施行令第20条第16号）。

当連合会では、下記により技能講習を開催致しますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講されますようご案内いたします。

1. 講習日程と講習会場

講習日程	科目	講習会場
令和元年10月24日（木）・25日（金） 午前8時30分～午後5時00分 （但し、力学免除者は、第1日目は午後1時～）	学 科	〒506-0053 高山市昭和町1-188-1 高山市民文化会館
令和元年10月26日（土）・27日（日） 午前8時00分～午後5時30分 （いずれか1日を受講）	実 技	〒506-0824 高山市片野町2121 株式会社 和井田製作所

2. 受講定員 60名

3. 受付期間 令和元年8月23日から（定員に達した場合は締め切らせていただきます。）

4. 受講資格・科目免除及び受講料

講習科目等	学 科				実 技		講 習 時 間	受 講 料 ※テキスト・税込 ※ただし会員はテキスト代1,600円を補助した額となります。
	力学	するクレーンに関する知識	玉掛けの方法	関係法令	合 図	運 転		
1 なし	3時間	1時間	7時間	1時間	1時間	6時間	19時間	会員 24,000円 非会員 25,600円
2 1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転士技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転士技能講習修了者 5.その他クレーン等運転関係免許取得	免除	1時間	7時間	1時間	免除	6時間	15時間	会員 22,000円 非会員 23,600円
3 クレーン等の特別教育を修了し、当該教育対象のクレーン等の運転経験が6カ月以上の者等	3時間	1時間	7時間	1時間	免除	6時間	18時間	会員 24,000円 非会員 25,600円

※ 免除者も「合図（実技）」については安全上の観点から受講していただきます。ただし、合否採点の対象としません。

5. 講習時間・科目

		時 間	講習時間数	科 目	備 考
第1日目	学	8:30～		開講	力学免除者は午後から受講
		8:40～12:00	3時間00分	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	
		昼休み（1時間）			
		13:00～14:00	1時間00分	クレーン等に関する知識	
		14:10～17:00	2時間40分	クレーン等の玉掛けの方法	
第2日目	科	8:30～12:00	3時間10分	クレーン等の玉掛けの方法	
		昼休み（1時間）			
		13:00～14:10	1時間10分	クレーン等の玉掛けの方法	
		14:20～15:20	1時間00分	関係法令	
		15:40～16:40	1時間00分	学科試験	
第3日目	実 技	8:00～ 9:00	1時間00分	クレーン等の運転のための合図	10名以内のグループごとに実施
		9:05～12:15	3時間00分	クレーン等の玉掛け	
		昼休み（1時間）			
		13:15～16:25	3時間00分	クレーン等の玉掛け	
		16:30～17:30	1時間00分	実技試験	

※ おおむね講習時間1時間ごとに5分間の休憩時間をとることとします。

6. 申し込みの方法

(1) 別紙「受講申込書」を作成して、次の書類を添付して申し込んでください。

- ・ **写真2枚**（3.0 cm×2.5 cm）の裏面に氏名を記入の上、申込書所定箇所に貼付してください。
（申込前6ヵ月以内に撮影し、正面、脱帽、上三分身、無背景、鮮明で変色のおそれのないもの。デジタル写真の場合は画像処理がなされていないもの。）
- ・ **本人確認証明書**（氏名、生年月日及び住所を確認できる書類）
下記の①～④のうちいずれかを添付してください。
 - ① 自動車運転免許証の写(表裏)
 - ② 労働安全衛生法関係各種免許証の写(表裏)
 - ③ 健康保険被保険者証の写(表裏)
 - ④ その他氏名、生年月日及び住所が記載されている身分証明書等の写
- ・ 前記4表の2・3により科目免除受講される場合は、免許証の写し等書面を添付してください（受講申込書の科目免除申請欄参照）

(2) 受講申込先及び受講料の振込等

- ・ 申請書を次へご持参又は郵送してください。
〒506-0025 高山市天満町4丁目70番地 ア・ラックスビル2F
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 Tel.0577-32-2453 fax0577-36-0350
- ・ 受講料は直接協会窓口へご持参頂くか、次の口座へ振り込んでください。
（振込口座）十六銀行 高山支店 普通預金 0668241
口座名義 一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ・ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料は返金いたします。

7. その他

- (1) 学科講習には、筆記用具（鉛筆・消しゴム・電卓）等を用意してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット・安全靴・手袋を用意するとともに、前記筆記用具も持参してください。
- (3) 実技日は原則として事務局にて受講日を決めさせていただきますので、ご了承ください。
- (4) 遅刻・途中退場の場合は失格となります。
- (5) 実技講習を行う場所は、株式会社 和井田製作所様の実際に稼働している工場を借用して実施するため、講習会場以外の箇所に立ち入らないようお願いします。

玉掛け技能講習受講申込書

講習日	令和元年10月24日～開催分		
フリガナ			㊟
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
現住所	〒□□□-□□□□		
勤務先	所在地	〒□□□-□□□□	
	事業場名	Tel () - 連絡担当者	
当連合会会員・非会員別	該当する数字を○で囲んで下さい		1. 会員 2. 非会員

免除科目申請（該当番号（1～3）を○で囲み、何れかの書面を添付してください。）

No.	科目免除資格等（所持する資格）	免除科目	添付書類等
1	なし	なし	なし
2	1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.その他クレーン等運転関係免許取得	・力学に関する知識（学科） ・合 図（実技）※ 受講していただきますが、採点の対象とはしません。	該当する資格番号を○で囲み、その免許証等の写しを添付してください。
3	クレーン等の特別教育を修了し、当該教育対象のクレーン等の運転経験が6カ月以上の者等	・合 図（実技） ※ 受講していただきますが、採点の対象とはしません。	修了証の写しを添付し、下の事業者証明欄に記入してください。

【事業者証明】※上記3の場合

上記の者は、 年 月 日～ 年 月 日 まで、通算 年 月 当事業所においてクレーン等の運転の業務に従事したことを証明します。

令和 年 月 日

事業者名

㊟

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）利用の有無	有 ・ 無
------------------------------	-------

令和 年 月 日

一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 殿

1. 写真の裏には、必ず氏名を記入すること。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

出陣確認	区分	1日目	2日目	3日目
	午前			
	午後			

写 真

全面のり付けし貼付して下さい 3.0cm×2.5cm

写 真

一部だけのり付けし貼付して下さい (修了証使用分) 3.0cm×2.5cm

受講番号	No.
------	-----

助成金のご案内

本助成金を活用する場合は岐阜労働局助成金センター又は各ハローワークにて十分ご確認のうえ、手続きをお進め下さい。

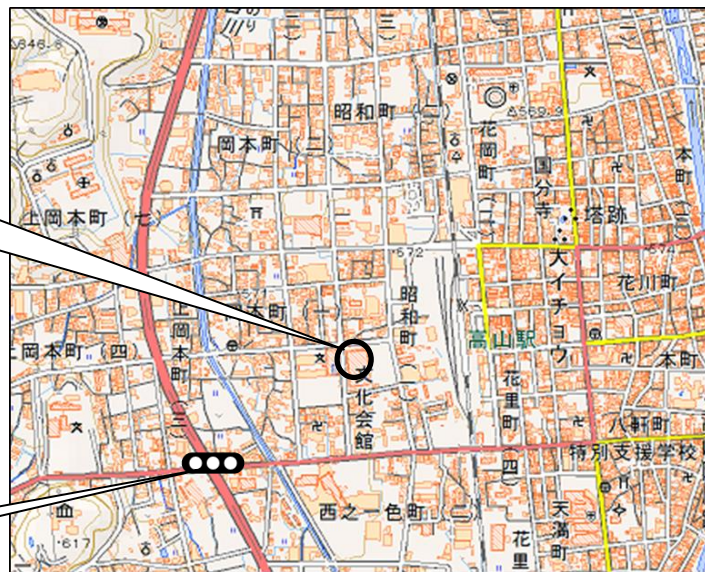
本講習は、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象となり、経費（受講料）及び受講者の賃金の一部が助成（雇用保険被保険者数が20人以下と21人以上で異なる。）されます。但し、助成の対象となるのは、下記の要件を満たす必要があります。

1. 事業所が建設業を営んでいて、資本金3億円以下、又は常用労働者が300人以下のいずれかに該当すること。
2. 事業所が雇用保険に加入し、その料率が**1,000分の12**であること。
3. 受講者が**雇用保険被保険者**であること。

講習会場案内図

学科会場

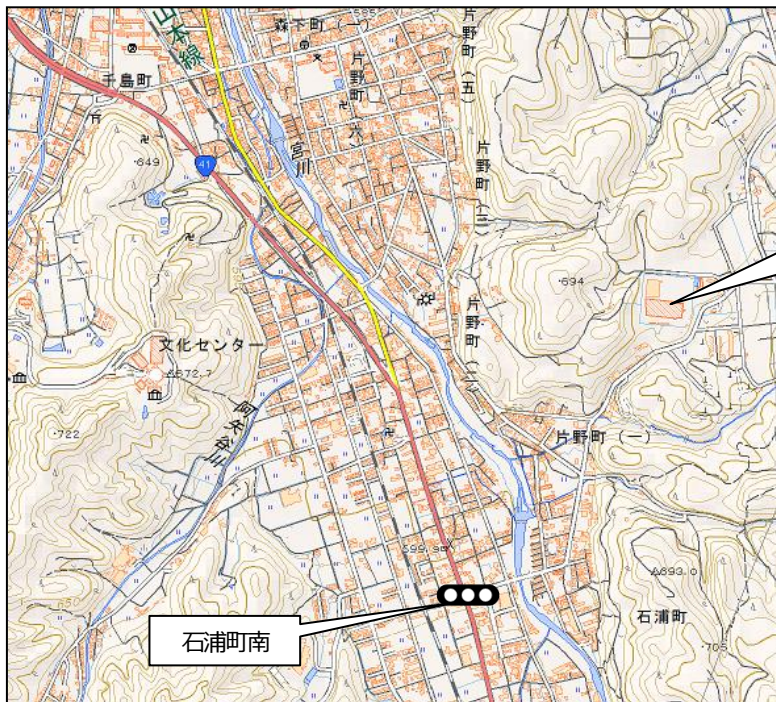
高山市民文化会館
〒506-0053
高山市昭和町1-188-1



上岡本町南

実技会場

(株)和井田製作所
〒506-0824
高山市片野町2121



石浦町南